

畑喜だより

新年号 第259号

令和3年2月発行

発行所

一般社団法人四日市青色申告会

【事務局】

〒510-0085 四日市市安島1丁目3-18

(公財)三重北勢地域地場産業振興センター3階

TEL <059> 351-4159 (代)

FAX <059> 351-4153

<http://www.4aairo.com>



新年ごあいさつ

会長 柿澤芳喜

新年明けましておめでとうございます。

令和3年の初春を、皆様方には健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

去年は、我が国はもちろん世界中で新型コロナウイルスのまん延に翻弄された大変な1年でございました。

事業者にとっては売上の減少、事業の縮小、廃業など問題になっていると聞いております。会員の皆様の中にも関係している事業所もあると思います。

出来る限り早期の終息を祈って、平時の経済活動にもどっていただければと願っています。

青色申告会の今後の方向として、会勢の拡大、会員の増強に努力すると共に、会計ソフト「ブルーリターンA」の普及及び各種会員サービスの充実に努めてまいりたいと思えます。よろしく願いいたします。

最後に、会員の皆様にとって穏やかな1年となる様、心からお祈りいたします。

§行事予定

2月	
1~8日 (月~月)	第5回パソコン会計指導会
10日(水)	高額者決算確定申告講習会
16日(火)	川越・朝日支部確定申告個別相談会
18日(木)	楠支部記帳税務相談会
2/16日 ~3/9日	確定申告個別相談会

3月	
22日(月)	消費税相談会
23日(火)	
25日(木)	
24日(水)	休業日
27日(土)	営業日





新年ごあいさつ

四日市税務署長 岡本 吉己

令和3年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一般社団法人四日市青色申告会の皆様には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆様に、心からお見舞い申し上げます。本年が、四日市青色申告会の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたします。

令和元年10月から導入されました消費税の軽減税率制度につきまして、説明会を通じた周知・広報など、制度の円滑な導入に取り組んでいただいております。深く感謝を申し上げます。また、令和元年分の確定申告におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を受けて、青色・記帳説明コーナーの運用を中止させていただく期間がございました。青色・記帳説明コーナーに従事することに対する不安の声がある中、多大な協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、間もなく所得税・消費税の確定申告の時期を迎えます。令和2年分の所得税の確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件に、e-Taxによる申告又は電子帳簿保存を行うことが加わりました。

四日市青色申告会の皆様におかれましては、事業者の方々が青色申告特別控除の特典を最大限に享受していただくために、ICTを利用した記帳やe-Taxによる申告に係る指導相談活動について、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染防止の観点から、e-Taxの利用による、自宅等からの申告を強力に推進するほか、確定申告会場においては、感染症対策を徹底した上で、青色・記帳委説明コーナーを設置することといたしました。

同コーナーに従事される皆様におかれましては、青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進に向けて、本年も積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

結びに当たりまして、一般社団法人四日市青色申告会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が商業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構 TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模企業共済 検索 www.smrj.go.jp/skyosai

租 税 教 室 の 開 催

当会は、四日市税務署管内の税務及び教育関係者が協力して、租税教育に必要な事項について協議し、連絡協調を図ることを目的に組織された『四日市租税教育推進協議会』（以下『租推協』という）の会員として、平成26年4月より正式に参加をしています。

租推協の主な事業は、租税教育の策定及び実施、税に関する作品の募集、表彰及び展示、「税を考える週間」行事への参加などで、従来から一部参加協力をしてまいりました。また、租推協の事業の中でも大きな柱となる「租税教室」への参加を積極的に行っており、女性部並びに青年部によって小学校6年生を対象に実施をしています。

今年度の「租税教室」は、11月30日に「中央小学校」6年生1クラス18名を対象に青年部が担当。また、12月18日に「小山田小学校」6年生1クラス33名、1月18日に「四郷小学校」6年生2クラス75名を対象に女性部がそれぞれ担当し、開催しました。

今年は、新型コロナウイルス感染症の感染予防に気を配りながらの開催となりましたが、すべての学校の生徒は元気一杯で、積極的に授業に取り組んでくれました。また、感染症対策には多くの税金が使われていることも理解をして様子で、あらためて感心しました。

租税教室を開催していつも感じることは、小学生においても税金に対する関心は我々が想像する以上に高く、また知識も豊富です。今後ますます社会の会費として税金の重要性が高まるなか、税に関わる団体の一員として「租税教室」を通じて租税教育の重要性とその責任の重さをあらためて認識させられます。
(青年部/女性部)



青年部による「租税教室」の風景 於) 中央小学校

あなたの保険のホームドクター 保険クリニック

保険クリニック四日市店 〒510-0063 三重県四日市市十七軒町4-18

無料にて保険見直し相談承ります!!

営業時間/午前9時～午後6時【完全予約制】土・日・祝日のご相談も承ります。

取扱(引受)保険会社

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)
ソニー生命・オリックス生命・メットライフアリコ・NKSJひまわり生命
東京海上日動あんしん生命・三井住友海上あいおい生命・メディケア生命
富士生命・ジブラルタ生命・セコム損害保険・三井住友海上火災保険

保険クリニックは、複数の保険会社の保障で比較し、お客さまの立場に立って、お客さまにピッタリな保険を見つけるお手伝いをさせていただきます。

お問合せ
ご予約は

0120-779-365

保険クリニック 四日市店は有限会社ベストマッチが運営しております。

募集代理店  BEST MATCH
有限会社ベストマッチ

〒510-0063 三重県四日市市十七軒町4-18 <http://www.best-ma.com/> E-mail:info@best-ma.com
Tel.059-351-5552 Fax.059-351-4808 フリーダイヤル 0120-365-575

令和3年1月

会員各位

一般社団法人四日市青色申告会
会長 柿澤 芳喜

令和2年度確定申告におけるイータックスの利用について（お願い）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、会の運営に対しましてご理解ならびにご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度の確定申告期を迎えるにあたり、「イータックス利用推進宣言の会」として、今年度もイータックスによる確定申告の普及拡大に取り組んでまいります。

今年、国税庁は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、自宅からのイータックスによる確定申告を推奨しています。また、税務署の確定申告会場においては、会場内の混雑緩和のため、入場者数を制限するために入場時間が指定された入場券を配布するなど、さまざまな感染防止対策を講じています。

さて、マイナンバー（個人番号）制度の導入から5年が経過しましたが、確定申告書等への個人番号の記載並びに本人確認（身元確認）書類の添付におきましては、すでに定着してきたと感じます。また、イータックスによる確定申告に於いては、本人確認（身元確認）書類の添付が一切必要のないことや、スマホからもイータックスが可能になったこと。また、今年3月から健康保険証としてマイナンバーカードの利用が順次可能になることなどから、マイナンバーカードの取得率が進み、今後益々イータックスの利用件数が増加するものと思われまます。

つきましては、会役員の皆様方には、イータックスによる確定申告を行って頂きますようお願いいたしますとともに、昨年イータックスをご利用の方におかれましては、今年度も引き続きイータックスによる確定申告をお願い申し上げます。

尚、イータックスのご利用に際しては、個人番号カードをお持ちでない方は、税理士会の協力を得て行う『税理士による代理送信』又は、ID・パスワード方式による本人送信（事務局から送信）及び税務署申告会場（じばさん三重6階）のイータックス端末機を利用して行う『来署型本人送信』のいずれかの方法によるイータックスをご利用下さいようお願い申し上げます。何れの方法につきましても事務局職員がお手伝いをいたしますので、お気軽にお申し出下さい。

また、税理士に確定申告を依頼されている方につきましては、イータックスによる確定申告を希望する旨、関与税理士にお申し出くださいますようお願い申し上げます。

今年もコロナ禍の中で確定申告期を迎えますが、イータックスの普及拡大に対しましては、従来より多大なるご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。今後とも、イータックスの利用に際する利便性やサービスの更なる向上に努めてまいりますので、是非イータックスの利用による確定申告を実施して下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具